

南阿蘇村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	10,846	17,224,485	1,076,093	1,438,154	8.3	9.9

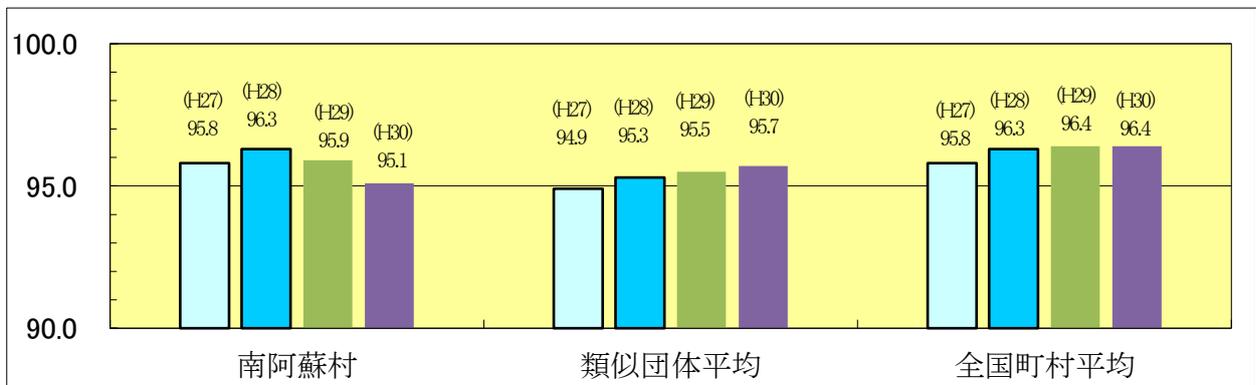
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
29年度	159	620,719	111,380	237,757	969,856

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
6,100	5,545

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。(本村には該当無し)

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※南阿蘇村には人事委員会がないため該当しません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実 施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

平均引下げ率：2%、実施時期：平成28年4月1日、経過措置：2年

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③ その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南阿蘇村	43.7 歳	314,100 円	357,421 円	— 円
熊本県	43.2 歳	331,098 円	396,990 円	358,002 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.8 歳	303,249 円	346,541 円	328,592 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
南阿蘇村	52.3 歳	4 人	288,267 円	300,384 円	—	—	—	—	—
うち運転手	52.9 歳	1 人	293,100 円	313,100 円	—	自家用自動車運転者	58.7 歳	184,400 円	1.70
その他の労務職	51.8 歳	3 人	283,433 円	287,667 円	—	—	—	—	—
熊本県	52.8 歳	268 人	334,459 円	370,824 円	349,126 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	7 人	269,001 円	288,878 円	278,551 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南阿蘇村	—	—	—
うち運転手	5,126,400 円	2,446,700 円	2.10
その他の労務職	4,788,630 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		南阿蘇村	熊本県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	148,600 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	154,000 円	—
	中学卒	138,000 円	137,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	369,500 円	377,300 円
	高校卒	237,300 円	309,200 円	355,100 円	363,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

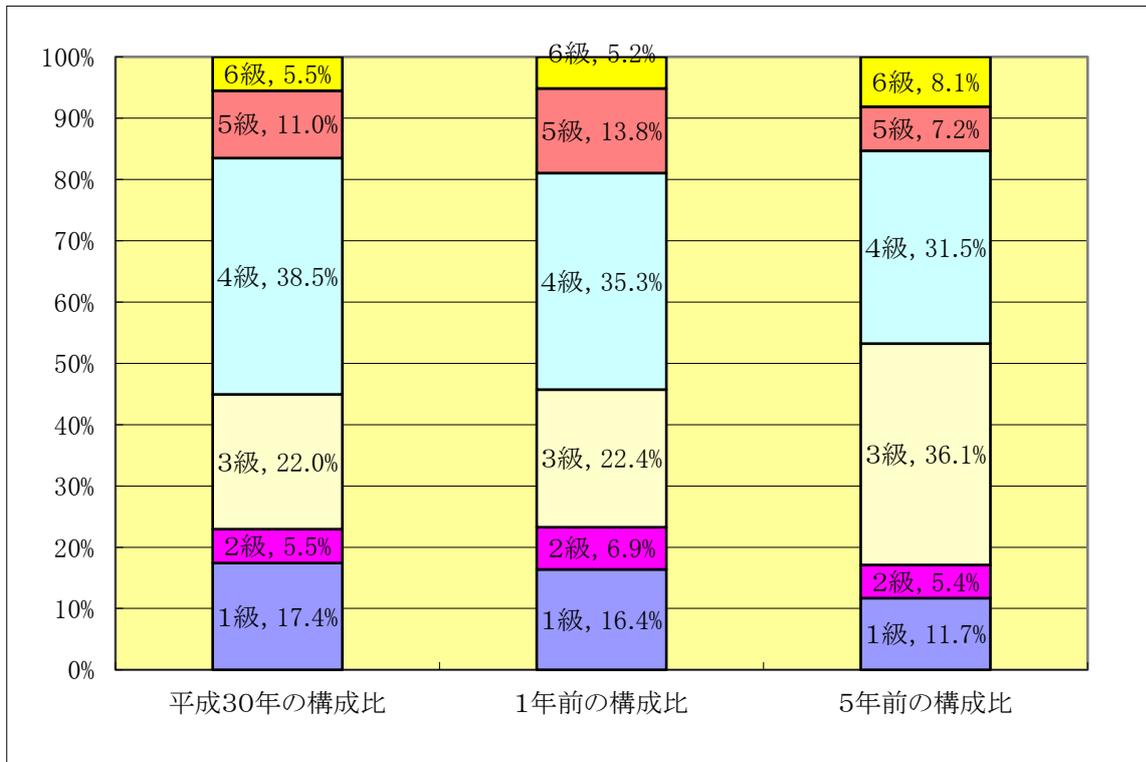
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、保育士及び保健師の職務	19 人	17.43 %	144,100 円	247,600 円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士及び保健師の職務	6 人	5.51 %	194,000 円	304,200 円
3級	係長の職務 主査の職務 その他長が規則で定める職の職務	24 人	22.02 %	230,000 円	350,000 円
4級	課(所)長の職務及びその職務に相当する職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長補佐、主幹の職務及びその職務に相当する職務	42 人	38.53 %	263,000 円	381,000 円
5級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長及びその職務に相当する職務	12 人	11.01 %	288,900 円	393,000 円
6級	総務課長及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	6 人	5.51 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 南阿蘇村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)

(2) 昇給への人事評価の活用状況(南阿蘇村)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期	R3.1		R3.1		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南阿蘇村	熊本県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,475 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,668 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

南阿蘇村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.67 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.04 月分	33.271 月分	勤続25年	28.04 月分	33.271 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	15,738 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※南阿蘇村には本手当はありません。

(4) 特殊勤務手当

※南阿蘇村には本手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	31,043 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	252 千円
支給実績（28年度決算）	39,360 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	334 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	○配偶者:13,000円 ○扶養親族:6,500円	同じ	-	23,045 千円	247,796 円
住居手当	○借家の場合:家賃に応じ27,000円を限度に支給	同じ	-	8,365 千円	288,448 円
通勤手当	○交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を利用の場合:距離に応じ2,000~24,500円	同じ	-	14,027 千円	91,084 円
管理職手当	○課長:30,000円 ○審議員25,000円 ○課長補佐:17,000円	同じ	-	12,416 千円	269,913 円
宿日直手当	○宿直・日直勤務を命じられた職員に対し、1回4,200円を支給	同じ	-	4,112 千円	28,958 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、1回12,000円、深夜に勤務した場合は6,000円を支給	同じ	-	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	村 長	763,000 円	() 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 村 長	580,000 円		810,000 円 / 494,900 円	667,900 円 / 541,500 円
報 酬	議 長	310,000 円	() 円)	326,000 円 / 199,000 円	
	副 議 長	256,000 円		269,000 円 / 171,000 円	
	議 員	233,000 円		245,000 円 / 160,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(29年度支給割合)		2.6 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合)		2.6 月分	
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	備 考	763千円×在職月数×500/100 580千円×在職月数×290/100	15,260千円 6,728千円	退職又は任期満了 退職又は任期満了	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

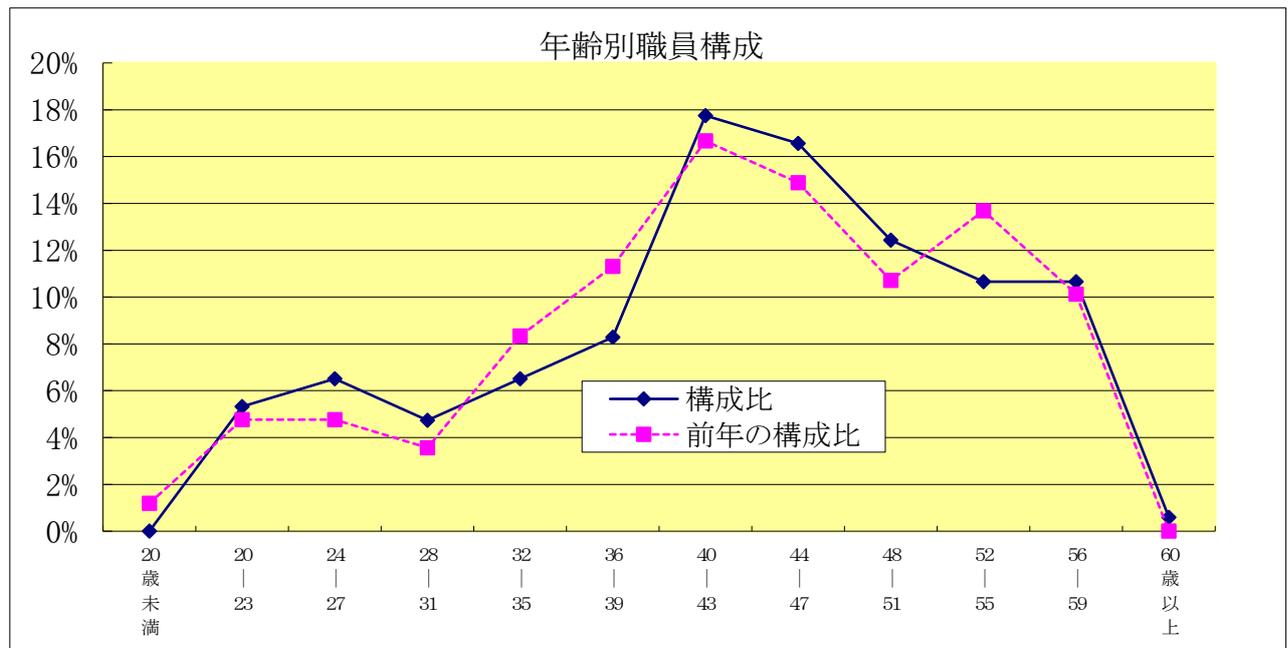
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議 会	2	3	1	
	総 務	36	30	▲ 6	災害対応業務増部署への配置換による減員
	税 務	10	9	▲ 1	災害対応業務増部署への配置換による減員
	民 生	46	49	3	災害対応業務増部署への配置換による減員
	衛 生	6	4	▲ 2	災害対応業務増による増員
	農 林	18	19	1	災害対応業務増による増員
	商 工	7	8	1	災害対応業務増による増員
	土 木	20	24	4	災害対応業務増による増員
	計	145	146	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.06 人)
	教育部門	12	12	0	災害対応業務増部署への配置換による減員
消防部門	-	-	-		
小 計	157	158	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 110.57 人)	
公営企業会計等部門	水 道	3	3	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	5	5	0	
	小 計	11	11	0	
合 計	168	169	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 155.8 人	
		[195]	[195]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 > 23歳	24歳 > 27歳	28歳 > 31歳	32歳 > 35歳	36歳 > 39歳	40歳 > 43歳	44歳 > 47歳	48歳 > 51歳	52歳 > 55歳	56歳 > 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	9	11	8	11	14	30	28	21	18	18	0	168

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	137	136	139	139	138	146	9 (6.6)%
教育	14	14	15	15	15	12	▲ 2 (▲ 14.3)%
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	151	150	154	154	153	158	7 (4.6)%
公営企業	11	11	11	11	11	11	0 (0.0)%
総合計	162	161	165	165	164	169	7 (4.3)%

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にたっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。